

タイトル： (3) 介護給付等対象サービスの充実**第7期における具体的な取組**

- ・高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス」等については、要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っていきます。
- ・地域密着型サービスの適切な運営を図るため、事業者の指定等にあたっては、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成される「地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映させ、利用者の安全・安心に配慮したサービスが提供されるよう取り組んで行きます。

進捗状況

- ・「定期巡回・随时対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス」等について、『介護保険制度パンフレット(ハートページ)』及び本市ホームページにおいて制度の周知を行っています。(ハートページは各区保健福祉センター、地域包括支援センターほか関係機関に設置)
- ・地域密着型サービス運営委員会については、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成し、定期的(年6回)に開催しています。

進捗状況に対する評価と課題

- ・「定期巡回・随时対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス」等について制度の周知を行い、地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っております。
- ・地域密着型サービスの適切な運営を図るため、介護保険法で定められている事業者の指定、基準の内容審査に加え、整備前の事前協議内容についても、地域密着型サービス運営委員会に諮り、サービスの充実に努めております。

(4) 介護サービスの質の向上と確保

タイトル： ア 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

第7期における具体的な取組

- 利用者が適切な事業者を選択できるよう、すべての介護サービス事業者に「介護サービス情報の公表」が義務化されており、ホームページを通じて情報提供を行っていきます。
- 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護に係る外部評価結果については、事業所が所在する区保健福祉センター及び地域包括支援センター、福祉局介護保険課で公開しています。

進捗状況

- 「介護サービス情報の公表」にかかる事務については、平成30年度に大阪府から本市に移譲され、本市では法令の定めにより策定した公表計画に基づき、本市が指定した「介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センター」において、対象となる事業所の情報公表を行っています。

公表件数 平成30年度 5,754件

進捗状況に対する評価と課題

- 利用者が適切な事業者を選択できるよう、本市ホームページを通じて情報発信を行うなど、引き続き情報公表に取り組んでいきます。

<p>(4) 介護サービスの質の向上と確保 タイトル： 　　イ 介護サービスの適正化</p> <p>第7期における具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険団体連合会のデータから、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に対してケアプランを作成する割合の高い事業所などへ直接訪問し、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー（介護支援専門員）の同席のもと確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みを支援します。 <p>※ 第7期の目標（ケアプランチェック）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>訪問事業所数</td><td>H30年度</td><td>166か所</td></tr> <tr><td></td><td>R1 年度</td><td>171か所</td></tr> <tr><td></td><td>R2 年度</td><td>176か所</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険団体連合会に業務を委託し、同連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。 <p>※ 第7期の目標（介護給付と医療給付との支払実績突合点検）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>訪問事業所数</td><td>H30年度</td><td>6,607件</td></tr> <tr><td></td><td>R1 年度</td><td>6,805件</td></tr> <tr><td></td><td>R2 年度</td><td>7,009件</td></tr> </table> <p>進捗状況</p> <p><住宅改修の適正化></p> <p>申請された住宅改修工事において、価格・工事内容に疑義があった場合は、建築士に書類審査を依頼し、適切な助言を受けています。また、工事后においては、建築士により適切な工事が行われているか現地確認を実施し、建築士からの報告を受けて、施工業者に改善指導等を行い、住宅改修費の適正化に努めています。</p> <p>調査件数：848件 うち 要注意件数：16件 改善指導件数：90件</p> <p><福祉用具購入・貸与調査></p> <p>福祉用具購入においては、申請時に内容確認を行い、住宅改修との整合性に着目して審査を行っています。また、福祉用具貸与においては、軽度者にかかる福祉用具貸与申請について、内容を確認しています。</p> <p>購入件数：12,208件</p> <p>軽度者による福祉用具貸与審査件数：3,239件</p> <p><介護給付費通知></p> <p>国保連合会において審査決定した給付実績等から利用者ごとに利用実績を記載した給付費通知を送付しています。給付実績の確認ポイントを説明したビラを同封することにより、被保険者自身が適正に給付が行われているかを確認することで、給付適正化を図っています。</p> <p>送付件数：140,234件</p>	訪問事業所数	H30年度	166か所		R1 年度	171か所		R2 年度	176か所	訪問事業所数	H30年度	6,607件		R1 年度	6,805件		R2 年度	7,009件
訪問事業所数	H30年度	166か所																
	R1 年度	171か所																
	R2 年度	176か所																
訪問事業所数	H30年度	6,607件																
	R1 年度	6,805件																
	R2 年度	7,009件																

<ケアプランの点検>

国民健康保険団体連合会の給付適正化システムから事業所を選定し、ケアプランの点検・指導を行い、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めていきます。平成 27 年度からは、新しい総合事業への移行を見据え、介護予防サービス計画の点検も行っています。

また、平成 28 年度からは、調査員を増員し実施内容を充実するとともに、有料老人ホーム等に併設する居宅介護支援事業所についても調査の対象とするなど、更なる強化に努めています。

実施件数:833 件(166 事業所) 効果額:153,609,515 円

<医療情報突合>

国民健康保険団体連合会の医療給付情報と介護給付情報を突合し、疑義内容について事業者へ照会し、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めていきます。

実施件数:523 件 効果額:10,800,000 円

<縦覧点検>

国民健康保険団体連合会に実施を委託し、算定回数や事業所間の給付の整合性等の疑義内容について事業者へ照会し、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めていきます。

実施件数:1,421 件 効果額:16,310,000 円

<給付実績の活用>

国民健康保険団体連合会システムの給付実績をもとに、給付に偏りのある事業所や加算の算定状況等を確認し、実地指導・ケアプラン点検の対象事業所の選定や実地指導やケアプラン点検実施前に参考にしています。

実地指導時にも、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めており、平成 30 年度の過誤調整額(3 月末時点)は、約 20,951 万円となります。

平成 30 年度の行政処分件数(3 月末時点)は、5 事業者 12 件で、返還請求額は加算金も加えると 13,160,892 円となります。

進捗状況に対する評価と課題

- 介護給付適正化事業においては、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求ることにより、ケアプランの点検においては 153,609 千円を超える効果を得ており、また医療情報の突合において約 1,080 千円、縦覧点検において約 1,631 千円など、介護給付の適正化に努めています。
- 住宅改修の適正化においては、要注意となったもの及び改善指導となった事業者に対して改善指導を行い、不適切工事 2 件について返還請求を行う等、給付適正化に努めています。
- 介護給付費通知につきましては、利用者がサービスの利用実績を確認することで不正事業者の通報につながっています。

(4) 介護サービスの質の向上と確保

タイトル：
ウ 介護サービス事業者への指導・助言

第7期における具体的な取組

- ・ 介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導等を通じ、事業者に対する指導・助言に取り組みます。
- ・ 高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住まわせ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民健康保険団体連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行います。

※ 第7期の目標（一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護
又は居宅介護支援事業者への実地指導）

訪問事業所数 H30年度 52か所

R1 年度 54か所

R2 年度 55か所

- ・ 介護サービス事業所に対する実地指導の一部委託化を推進し、実地指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにしていきます。

※ 第7期の目標（実地指導実施率）各年度16%以上

進捗状況

- ・ 指定の更新期間である6年に1度の実地指導を行うことを目標に、平成30年度（3月末時点）に2,039件（うち825件は委託により実施）の実地指導を実施しました。市民が安心してサービスを利用できるよう、実地指導及び介護給付適正化事業を実施することにより、サービスの質の確保と介護給付の適正化に取り組んでいます。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ より効率的な実地指導に努め、引き続き、指定の更新期間である6年に1度の実地指導を行うことを目標に取り組んでいきます。
- ・ 苦情・通報、虐待事案も増加しており、迅速な対応を図ることにより、虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していきます。

<p>タイトル :</p> <p>工 介護支援専門員の質の向上</p>	<p>(4) 介護サービスの質の向上と確保</p>						
第7期における具体的な取組							
<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごと、介護支援専門員ごとに届出を義務付ける二重指定制度や資格の更新体制とともに体系化された研修を各都道府県で実施します。 「ケアプラン点検」の強化を行うとともに、地域全体の介護支援専門員に対し、自らの気づきを促す資質向上と適正な給付の実施をめざす「ケアマネスキルアップ事業」を行い、ケアプランの適正化に努めます。 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが、利用者の自立を促すとともにニーズにそっているかを点検指導し、ケアプラン作成における問題点や課題を抽出、検証のうえ、結果を介護支援専門員へ周知することで、すべての居宅介護支援事業所に対して意識改善を図り、介護支援専門員の資質向上をめざします。 							
<p>※ 第7期の目標(ケアマネスキルアップ事業)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>参加事業所数 H30年度</td> <td>221か所</td> </tr> <tr> <td>R1 年度</td> <td>227か所</td> </tr> <tr> <td>R2 年度</td> <td>234か所</td> </tr> </table>		参加事業所数 H30年度	221か所	R1 年度	227か所	R2 年度	234か所
参加事業所数 H30年度	221か所						
R1 年度	227か所						
R2 年度	234か所						
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターに配置している主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員に対する日常的な個別相談や、研修の開催等を行うとともに、各区の居宅介護支援事業者連絡会などを通じ、介護支援専門員と医療関係者との連携を図るなど環境の整備を行い、包括的・継続的マネジメント支援の取組みを推進します。 							
進捗状況							
<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検は、国民健康保険団体連合会の給付適正化システムから事業所を選定し、ケアプランの点検・指導を行い、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めているもので、平成27年度からは、新しい総合事業への移行を見据え、介護予防サービス計画の点検も行っています。 <p>また、平成28年度からは、調査員を増員し実施内容を充実するとともに、有料老人ホーム等に併設する居宅介護支援事業所についても調査の対象とするなど、更なる強化に努めています。</p>							
<p>実施件数【H30 実績】: 833 件 (166 事業所) 効果額: 153,609,515 円</p>							
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から、大阪府介護支援専門員協会への委託により、ケアマネスキルアップ事業を実施し、介護支援専門員が、自ら「利用者が自立した生活を送るためにケアプランを作成できているか」についてケアプラン作成のプロセスを踏まえ、基本となる事項を確認しながら気づき、実践できるよう作成支援とともに、地域全体の居宅介護支援事業所に、総括的な留意事項を踏まえた研修を実施しています。平成28年度からは、対象事業区を3区から6区に拡充することにより、事業終了予定を当初の平成33年度から平成30年度に早め、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図っています。 平成26年度は、福島区・鶴見区・平野区の3区で実施。(個別ケアプラン作成支援は福島区・鶴見区西部・長吉の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に実施。) 平成27年度は、都島区・大正区・西成区の3区で実施。(個別ケアプラン作成支援は、都島区北部・大正区・西成区東部の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援 							

専門員に実施。)

- 平成 28 年度は、北区・中央区・天王寺区・東淀川区・住之江区・住吉区の6区で実施。(個別ケアプラン作成支援は、北区・中央区・天王寺区・東淀川区南西部・加賀屋・粉浜・住吉区東の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に実施。)
- 平成 29 年度は、西区・浪速区・西淀川区・淀川区・城東区・東住吉区の6区で実施。(個別ケアプラン作成支援は、北区・浪速区・西淀川区・淀川区南部・城東区・東住吉区中野の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に実施。)
- 平成 30 年度は、此花区、港区、東成区、生野区、旭区、阿倍野区の6区で実施。(個別ケアプラン作成支援は、此花区南西部、港区、東成区北部、生野区、旭区東部、阿倍野区の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に実施。)

○平成 30 年度ケアプラン作成支援参加ケアマネ数:454 人

○平成 30 年度研修参加事業所数:298 事業所

- 地域包括支援センターにおいて、介護保険法に定められた包括的支援事業である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施するにあたり、大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例に基づき、主任介護支援専門員を配置しています。

地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援業務実績(H31.3 末時点)

介護支援専門員個別相談件数 71,429 件

居宅介護支援事業者連絡会 961 件

介護支援専門員への研修会 348 件

進捗状況に対する評価と課題

- 事業者数が年々増加するとともに介護給付費も増加し、介護給付の適正化がより重要になっていることから、ケアプラン点検を実施する事業者調査員を3名体制から平成 28 年度より5名体制に拡充し、さらなる介護給付の適正化に努めます。
- ケアマネスキルアップ事業についても、平成 29 年4月からの新たな総合事業の円滑な実施に向けて、介護予防ケアマネジメントにかかる介護支援専門員のスキルアップを図ることが急務であることから、平成 30 年度には 24 区において完了させができるよう、平成 28 年度からは、対象を3区から6区に拡充し、介護保険制度の要である介護支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。
- 地域包括支援センターでは主任介護支援専門員を中心として、圏域内の介護支援専門員からの多くの相談を受け、適切な助言・支援を行うなど、効果的に包括的・継続的ケアマネジメント支援業務が実施されています。

(4) 介護サービスの質の向上と確保

タイトル：才 公平・公正な要介護(要支援)認定

第7期における具体的な取組

- ・ 大阪府の指定を受けた指定市町村事務受託法人に認定調査業務を委託して実施するとともに、介護認定審査会において全国一律の基準により審査・判定します。
 - ・ 公平・公正な要介護(要支援)認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。
- ※ 認定調査員への研修等を行うことで、より的確な審査判定資料の作成に努めるとともに、審査会運営のあり方等に課題がないか検討・検証するなど、要介護認定の平準化に向けた取組みの強化を行う。

進捗状況

- ・ 「要介護認定調査業務委託」は中立性・公平性を図り、当該調査を適正に実施することができるよう、指定市町村事務受託法人と契約を締結し、当該委託先との十分な連携・協議を通じて、当該業務の円滑かつ適正な履行に努めるとともに、「大阪市認定事務センター」における認定事務の集約管理やバックヤード業務における民間事業者のノウハウの活用、認定申請の郵送受付など、業務の効率化及び市民(申請者)の利便性の向上に努めています。
- ・ また、大阪府や医師会等と連携し、認定業務に従事する認定調査員や審査会委員、主治医等に対する研修を毎年実施し、認定事務の公平・公正性を確保するとともに、全国一律の基準による審査・判定に努めています。必要に応じて、認定調査に際して意思疎通が困難な方を対象とした介添人の派遣や、難病や認知症等により認定調査に際して専門的判断が必要と考えられる場合、本市保健師の認定調査への同行を本市独自の制度として実施し、当該調査における被保険者的心身状況等の的確な把握に努めています。

【平成30年度実績】

申請受付件数 144,109 件

認定審査会開催数 4,818 件

審査判定件数 137,936 件

進捗状況に対する評価と課題

- 申請から認定までの期間が平成 30 年度は 41.0 日、平成 31 年 4 月から令和元年 6 月までは 53.5 日となっています。原因としては、国の要介護認定に係る有効期間の見直しに伴い、平成 30 年度の 14.4 万件であった申請件数が、令和元年度の申請見込み件数が 16.9 万件に増えることが見込まれています。平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までの申請件数は 70,203 件で、平成 30 年 4~8 月(58,103 件)と比較すると、12,100 件申請が増えている状況です。それに加え、市内の認定調査を委託している指定市町村事務受託法人において、必要な調査員数が確保できなかったことが影響し、認定調査にかかる期間が延びています。
- 認定調査期間の短縮のため、認定調査員の確保に取り組んでおり、必要な認定調査員数が確保できる見込みとなっているものの、引き続き認定調査員の体制強化により認定調査の遅れが生じることがないよう、また原則申請から 30 日以内に認定結果が送れるよう、最大限取組む必要があります。
- 公正公平な要介護（要支援）認定を行うためには、今後もより一層認定業務に従事する認定調査員や主治医等に対する研修を充実させる必要があります。

タイトル：(5) 在宅支援のための福祉サービスの充実**第7期における具体的な取組**

- 高齢者自身や要介護高齢者を介護する家族が、福祉サービスを適時・適切に利用できるよう、地域包括支援センターや地域のケアマネジャー、さらには見守り相談室等の関係機関との連携のもと制度周知に努めるとともに、高齢者実態調査の結果やサービス利用状況等を踏まえながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスについて引き続き検討を進めます。

進捗状況

- 高齢者のニーズに応じた福祉サービス・生活支援サービスを実現するため、サービス内容の充実に努めています。
- 日常生活用具給付事業においては、用具給付後の利用実態調査を行い、家庭内の火災の未然防止が出来ていることを確認しました。
- 緊急通報システム事業においては、災害時等の緊急時に必要な援助が受けられるよう、各種媒体を活用し、制度周知を行っています。
- 介護用品支給事業においては、平成30年度の地域支援事業実施要綱の一部改正により、第7期介護保険事業計画期間限りで任意事業としての経過措置期間が終了することが示されました。要介護高齢者を介護する家族の負担軽減を目的とした事業であることから、見直しを踏まえた事業継続を検討しています。

進捗状況に対する評価と課題

家庭内での災害の未然防止、災害時等の緊急対応及び要介護高齢者を介護する家族の負担軽減などにも配慮しながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスの充実に向けて、引き続き、取組みを進める必要があります。

タイトル：(6) 介護人材の確保及び質の向上

第7期における具体的な取組

- ・ 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組みます。
- ・ 福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図ります。
- ・ 介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、国の待遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員待遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組みます。

※ 第7期の目標(待遇改善加算の取得率)

H30年度 85.4%

R1 年度 85.8%

R2 年度 86.2%

進捗状況

- ・ 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、介護サービス事業等の従事者の資質向上の観点から、福祉専門職のスキルアップのための研修等を実施しました。

【平成30年度 事業実績】

	研修科目数	受講者延べ人数
福祉専門職研修	50科目	6,734人

- ・ こどものころから福祉に親しみ関心を持つことができるよう、教育委員会と連携しながら、小学生用福祉教材や教員の指導用副教材を作成し、令和元年度には、小学3年生に約20,000冊、指導用副教材を教員に約600冊を配付しました。

・ 介護職員待遇改善加算の取得状況

H30年度 88.9%

R01年度 87.9% (9月現在)

進捗状況に対する評価と課題

- ・研修等の受講者に対して満足度に関するアンケートを実施して効果検証を行いながら、引き続き、福祉専門職のスキルアップのための研修等を実施し、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組みます。
- ・小学校教員に対して福祉教材の活用に関するアンケートを実施して効果検証を行いながら、引き続き、総合的な学習の時間等における福祉教材の活用を促し、福祉について学ぶ機会を設けます。
- ・介護職員処遇改善加算の取得状況については、目標は達成しているものの、9月現在の数値は前年度を下回っているため、より一層の取得促進の取組が求められる。

タイトル：（1）多様な住まい方の支援

第7期における具体的な取組

- ・ サービス付き高齢者向け住宅については、入居者への適正な生活相談・安否確認等のサービスの提供など登録後も継続してハード・ソフトの登録基準に適合し、適切な管理・運営が行われるよう、事業者等への指導を行います。
- ・ 市営住宅における高齢化への対応や民間住宅への入居の円滑化など住宅施策の推進を図るとともに、施設等の整備推進や充実を図り、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保に努めます。
- ・ 大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供サービスを実施します。

進捗状況

- ・ サービス付き高齢者向け住宅に対する指導については、有料老人ホームと同様に取り扱う旨の内容を盛り込んだ国の設置運営標準指導指針の改定に準拠し、本市においても、その指針に沿って平成27年7月1日付けて有料老人ホーム設置運営指導指針の改定を行い、指導指針の明確化を図りました。
- ・ 住まい情報センターにおける情報提供等について、計画の内容に基づき、高齢者を含む施設利用者に対して、約8,900件の住宅相談対応や約38,000件の情報提供を行いました。また、セミナー・シンポジウムについても計97回開催し、約6,000人の参加があり、高齢者を含む多くの方を対象とした情報提供サービスを実施しました。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ サービス付き高齢者向け住宅については、今後も適切な管理・運営が行われるよう、引き続き事業者の指導に取り組んでいきます。
- ・ 住まい情報センターにおいては、住宅に関する様々な情報提供ができるよう、引き続き、多様化・高度化する市民ニーズに対応した住宅相談・情報提供の実施やセミナー・シンポジウムの開催に取り組んでいきます。

タイトル：(2)居住の安定に向けた支援

第7期における具体的な取組

- ・建替えを行う市営住宅については、高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についてもバリアフリー化を推進します。
- ・民間住宅においては、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度に取り組むとともに、住宅セーフティネット法に規定される居住支援協議会である「Osakaあんしん住まい推進協議会」に参画し、大阪府及び府下市町村、宅地建物取引業団体等と連携しながら、「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」や居住支援法人による居住支援活動の促進に取り組むなど、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援します。
- ・高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅改修の介護保険給付及び高齢者住宅改修費給付事業を行います。

進捗状況

- ・建替えを行う市営住宅については、全住戸を対象に高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についても、浴室の設置にあわせて床段差の解消や手すりの設置を行うなど、バリアフリー化を推進しています。
- ・民間住宅については、平成29年10月に改正施行された住宅セーフティネット法に基づき、セーフティネット住宅の登録を進めています。また、Osaka あんしん住まい推進協議会において、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅及びあんぜん・あんしん賃貸住宅等※）の情報提供を行うとともに、居住支援法人の指定や登録住宅を紹介する協力店の登録を促進することにより、高齢者に対する入居支援に取り組んでいます。

【登録実績（令和元年9月末現在）】

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・セーフティネット住宅の登録戸数 | : 246 戸 |
| ・あんぜん・あんしん賃貸住宅等※の登録戸数 | : 5,092 戸 |
| ・居住支援法人の指定数 | : 37 法人 |
| ・協力店の登録件数 | : 261 件 |

※「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」に基づく登録住宅
(セーフティネット住宅登録開始後は新規登録終了)

- ・ 住宅改修に対する支援としては、介護保険制度において、自立や介護をしやすい生活環境を整えるため、小規模な住宅改修について、改修費の介護保険給付を行っています。給付の際には、利用者の一時的な負担を解消するため、支給対象となる費用（支給限度額）の1割、2割又は3割負担で済む「給付券方式」を導入しています。

また、介護保険制度の支給対象とならない工事費用の一部について、高齢者住宅改修費給付事業を実施しています。

【平成30年3月末実績】

- ・ 介護保険給付サービス住宅改修費の支給件数…9,578 件
- ・ 高齢者住宅改修費給付事業の支給件数… 85 件

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 今後も高齢者に安定的な居住の場を提供するため、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づく建替・全面的改善・エレベーター設置の効率的・効果的な実施により市営住宅の高齢化への対応を進めます。
- ・ 民間賃貸住宅については、引き続き、セーフティネット住宅の登録を促進するとともに、Osaka あんしん住まい推進協議会において大阪府、府下市町村、宅地建物取引業団体及び居住支援法人等と連携しながら情報提供等の取り組みを進めます。
- ・ 介護保険における住宅改修件数の多くが給付券を利用した工事となっており、制度利用の利便性がより一層図られたことにより、高齢者が、住み慣れた所で、生活を続けることが可能となっています。
- ・ 今後も、制度利用のための利便性をより高めるために、給付券登録事業者数の増加を図るとともに、登録事業者への研修内容の充実を図っていきます。
- ・ 高齢者住宅改修費給付事業については、引き続き、介護保険制度の住宅改修費を補完する制度として本市が独自に実施することにより、高齢者が住み慣れた住まいでの居住継続できるよう支援を実施していく必要があります。

タイトル： (3) 施設・居住系サービスの推進 (特別養護老人ホーム)

第7期における具体的な取組

- ・ 特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っており、今後も個室・ユニット型で整備を進めます。
- ・ 既存施設の個室・ユニット化改修等についても国の交付金等を活用して支援します。

進捗状況

特別養護老人ホームについては、平成31年3月末現在 153 施設（うち地域密着型 13 施設）定員 13,539 人（うち地域密着型施設 347 人）が整備済であり、8施設・定員 455 人の整備に着手しているところです。

なお、令和元年度中には 13,903 人分完成する予定となっており、入所の必要性や緊急性の高い方が概ね1年以内に入所可能となっております。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 第7期計画における特別養護老人ホームの整備目標数については、概ね達成出来る見込みとなっていますが、要介護認定者の増加等を勘案し、今後も一定の整備が必要と考えています。
- ・ 特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいることから、それぞれのニーズに合ったサービス提供に努めながら、必要な施設整備を進めます。
- ・ 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設もあることから、運営法人と協議の上、建替補助を実施しております。

タイトル： (3) 施設・居住系サービスの推進 (介護老人保健施設)

第7期における具体的な取組

- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて、必要な整備を進めていきます。

進捗状況

介護老人保健施設については、令和元年9月末現在、85施設で7,980人を整備しています。
今後も、計画に基づき整備に努めます。

進捗状況に対する評価と課題

- 高齢者のニーズに応えた施設サービスの整備を行うため、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する介護老人保健施設に対するニーズを検証し、必要な施設整備を進めます。

タイトル： (3) 施設・居住系サービスの推進 (介護療養型医療施設及び介護医療院)

第7期における具体的な取組

- ・「介護医療院」については、介護療養型医療施設等からの転換を進めています。
- ・介護療養型医療施設については、経過措置期間が6年間延長されるため、その間に各施設の意向に沿って転換を進めています。

進捗状況

介護療養型医療施設については、医療療養型病床等への転換や事業廃止により令和元年9月末現在、6施設 239床となっております。

経過措置期間が6年間延長されることとなったことから、令和5年度末にすべての介護療養型医療施設が、介護医療院等への転換を予定しています。

進捗状況に対する評価と課題

- ・介護療養型医療施設については、介護老人保健施設への転換期限が2017(平成29)年度末までとなっておりましたが、高齢化の進展により増加が見込まれる慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するため、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた介護保険施設として新たに「介護医療院」が創設されました。
- ・それに伴い、現行の介護療養型医療施設の経過措置期間については、6年間延長することされています。

(3) 施設・居住系サービスの推進

タイトル：(認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム))

第7期における具体的な取組

- 認知症高齢者が引き続き増加することが予想されており、在宅での生活が困難な認知症の方のニーズに対応するため、引き続き必要な整備を進めています。

進捗状況

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者の増加に伴うニーズに対応するために、必要利用定員総数が日常生活圏域で上回る場合でも、市域全体の計画の範囲内であれば事業者指定を行っています。今後も、計画に基づき整備に努めます。

令和元年9月末現在の指定事業所数 … 222 事業所 定員 4,420 人

進捗状況に対する評価と課題

- グループホームなど施設の整備については民間に依存しており、昨今の景気の回復から地代や建設費の高騰などの影響を受け、事業者の参入は容易でなくなっています。
- また、事業参入がしやすい周辺区に建設が偏り、区ごとの整備率にはばらつきが生じています。

(3) 施設・居住系サービスの推進

タイトル：

(特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など))

第7期における具体的な取組

- 今後の高齢者人口の増加に伴う多様な住まいニーズに対応するため、本計画においても特定施設入居者生活介護の目標サービスの確保に努めています。

進捗状況

特定施設入居者生活介護の事業者の指定については、従来から事業計画に基づいて公募による選定を実施していますが、平成26年度から、より公平かつ公正に選定を行うために、外部委員で構成する選定会議を立ち上げ選定しています。今後も、計画に基づき整備に努めます。

令和元年9月末現在の指定事業所数…142事業所 定員 9,564人

進捗状況に対する評価と課題

- 特定施設入居者生活介護については、行政区や地域により整備状況が異なっています。

タイトル：（3）施設・居住系サービスの推進（養護老人ホーム）

第7期における具体的な取組

- 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることなどから、施設の改築等について必要な支援を行います。
- 施設入所者の状況を勘案しながら、必要に応じ特定施設入居者生活介護の指定に向けた取組みを行います。

進捗状況

養護老人ホームについては、令和元年9月末現在、12施設定員767人を整備しています。
介護ニーズへの対応のため、12施設中3施設が特定施設の指定を受けています。

進捗状況に対する評価と課題

- ひとり暮らしや低所得者の高齢者が多い状況や、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることから、施設の改築等の検討を進め、必要な支援を行います。
- 介護を要する高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じてまいります。
- 養護老人ホームについては、平成31年3月末現在、12施設定員767人を整備しています。
- 介護ニーズへの対応のため、12施設中3施設が特定施設の指定を受けています。

タイトル： (3) 施設・居住系サービスの推進（軽費老人ホーム）

第7期における具体的な取組

- 家族との同居が困難な低所得の高齢者のセーフティネットとして重要な役割を担っています。こうした状況を踏まえて、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設の改築の検討を進め、必要な支援を行います。

進捗状況

軽費老人ホームについては、令和元年9月末現在、19施設、定員705人と、経過的軽費老人ホーム(A型)1施設、定員50人の計入所定員755人を整備しています。

介護ニーズへの対応のため、1施設が特定施設の指定を受けています。

進捗状況に対する評価と課題

- 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることから、施設の改築等の検討を進め、必要な支援を行います。
- 介護をする高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じてまいります。

タイトル：(4)住まいに対する指導体制の確保

第7期における具体的な取組

- ・老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき、定期的な立入調査等の指導に引き続き取り組んでいきます。
- ・施設運営の向上に資するため、2013(平成25)年度から実施している年1回の施設における自主点検結果の報告確認を継続していきます。
- ・法的位置づけのない高齢者用賃貸住宅等の住まいについては、適切な介護サービスの提供確保の観点から、居住者に介護サービスを提供している訪問介護事業者等に対して、引き続き実地指導を行っていきます

進捗状況

- ・有料老人ホームに対する指導については、入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことを求め、指導等を行っており、原則3年毎に1回の立入検査を実施しています。また、事業者による自主点検の実施については、集団指導や施設への連絡通知の際に、その都度周知し、実施の促進を図り、年に1回結果の提出を求めています。

【平成31年3月末 実地指導件数】

158件／503件(平成30.4.1時点開設 有料老人ホーム336件、サービス付き高齢者向け住宅167件)

平成31年3月末実績件数

定例案件 158件 [特定施設入居者生活介護 33件、地域密着型特定施設 0件、住宅型有料老人ホーム 80件、サービス付き高齢者向け住宅 45件(介護保険課 45件のうち都市整備局同行 45件)]

随時対応案件 39件 (特定施設入居者生活介護 5件、地域密着型特定施設 0件、住宅型有料老人ホーム 21件、サービス付き高齢者向け住宅 13件) うち苦情・通報等対応 32件、自主点検表未提出 7件

- ・法的位置づけのない高齢者用賃貸住宅に対しては、老人福祉法に基づく有料老人ホームに該当する場合、法の届出が義務付けられており、平成27年度より、(いわゆる未届け有料老人ホームの)実態調査を行っています。これは、消防局および福祉局保護課から有料老人ホームに該当すると思われる施設の情報提供を受け、その情報をもとに調査対象施設を確定し、「大阪市有料老人ホーム該当施設判断基準」に基づき現地調査を行っています。また、介護保険の実地指導や各区役所からの情報提供があったものや、虐待などの通報内容により随時調査を行っています。

- ・現地調査により、未届有料老人ホームに該当する施設に対しては、運営法人に対し、届出義務についての説明を行っています。

実態調査

平成30年度(平成31年3月末)調査数18施設

うち有料老人ホーム該当10施設(届出済2施設、届出協議対応中8施設)

進捗状況に対する評価と課題

- ・高齢者の住まい(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅)については、事業計画のとおり実施しています。
- ・今後も適切な管理・運営が行われるよう、実態の把握に努めるとともに、必要に応じて、引き続き事業者の指導に取り組んでいきます。